

第14回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第14回定例会 令和3年5月28日

開会 13時30分 閉会 15時00分

出席委員 (22名)	会長 依田繁二	13 大塚賢
	1 荻原勝夫	14 齊藤敏彦
	2 深井佳人	15 関敏夫
	3 武井誠	16 小宮山信幸
	5 関一夫	17 小野沢文利
	6 小林澄男	18 笹平民男
	7 小山孝幸	推進 射手誠司
	8 青木茂良	推進 佐藤邦利
	10 成山喜枝	推進 関泰秀
	11 柳澤峰晴	推進 杉田修司
	12 宮下通	推進 荻原清一

欠席委員 会長代理 若林泰平

議事録署名委員 12 宮下通 13 大塚賢

出席職員 (6名)	農業委員会事務局	
	事務局長	小林 幸司
	事務局次長	小宮山 真二
	事務局	河口 晋也
	事務局	土屋 綾
	事務局	小林 誠司
	事務局	伊藤 世志子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について
第1回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局

ご苦勞様です。本日は若林代理が欠席のため進行を事務局で行います。令和3年度第14回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、2ヶ月ぶりの全委員の出席となりました。令和元年5月8日には、市内に雹害が発生しました。これから雹害が心配されます。新型コロナウイルス感染症ですが、強力変異ウイルスにより年齢問わず拡大していると思われます。農業に携わる私たちは、農作業事故防止と、コロナに罹らないよう体調管理をお願いします。各委員の皆様には農業委員会憲章と農地利用最適化推進の3ステップを再確認していただき、地区ごとの現場の声を聞き事務局と一体となり、積極的に推進をお願いします。本日の議事録署名委員は、12番宮下通委員と13番大塚委員をお願いします。農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅に隣接しており、近いため、問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅から車で5分ということで近いため、問題ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員

説明します。譲受人の〇〇さんは以前から譲渡人の〇〇さんから畑を借りて、野菜を栽培していました。場所は〇〇さん家のすぐ近くにあります。この度話し合いをして譲り受けることになりました。竹藪に覆われて大変な場所で重機を使わないと耕作ができない状態です。譲渡人の〇〇さんにとっても良い事だと思います。譲受人の〇〇さんは引き続き野菜を栽培するそうです。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特に

ないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員 譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで、場所は、〇〇にある農地です。譲渡人の〇〇さんは管理はしていましたが、耕作はしていませんでした。譲受人の〇〇さんは野菜を栽培するそうです。問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請地の隣接地に住宅を所有しており、申請地を庭及び家庭菜園敷地として利用を計画するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 説明します。〇〇にある農地です。申請者は〇〇さんで申請地の隣に自宅があり、家庭菜園をしたいとの事です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして第3号議案農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

それでは、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、所有権移転、図面は5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。建売住宅敷地の申請です。譲受人は宅建業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は建売住宅販売の実績があります。申請地にて180平方メートルから249平方メートルの3区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、雨水は地下浸透、雑排水は公共下水道に接続放流する計画です。第2種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、所有権移転、図面は8ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は3名おり、〇〇の方、〇〇の方、〇〇の方です。譲受人は申請地に住宅を建築したいとのことです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、所有権移転、図面は10ページをご覧ください。〇〇にある農地です。建売住宅敷地の申請です。譲受人は不動産業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は市内で建売住宅販売の実績があります。申請地にて303平方メートルから374平方メートルの4区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は令和3年3月に農振除外済みです。また、雨水は地下浸透、雑排水は公共下水道に接続放流する計画です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、図面は13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。中古車置場敷地の申請です。譲受人は〇〇で中古車買取販売業を行っている方です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に中古車置場を設置する計画で、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は15ページをご覧ください。〇〇にある農地です。資材置場敷地の申請で、追認の案件です。譲受人は鉄筋工事業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。申請地は譲受人の先代社長の時から隣接する工場と一体利用しており、農地転用許可を受けていませんでした。このたび、会社代表が変わり転用許可がされていないことが判明したため、顛末書を付して申請になりました。なお、申請地は令和元年8月に農振除外済みです。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 場所は〇〇の農地です。譲受人は宅建業を営んでいる。東京都の〇〇で譲渡人は〇〇さんです。譲受人は東御市で需要があると考え、建売住宅3区画を販売したいとのこと。譲渡人は求めに応じることです。申請地を確認しましたら、耕作はしていませんでした。隣接農地の方に説明し承諾をいただいているそうです。特に問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 場所は〇〇にある休耕中の農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。〇〇さんと〇〇さんは相続権利者です。譲受人は、家庭の事情で一戸建て住宅が必要となりました。譲渡人は高齢により耕作が困難ということで求めに応じたそうです。北側は道路を挟んで住宅地になっておりまして、東側農地は石積があり土砂流出の心配はありません。西側については法面となっておりまして、土砂流出の恐れがあるということで土留めを検討するそうです。隣接農地地権者の承諾はいただいているそうです。特に問題はないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして、深井委員より説明をお願いします。

深井委員 場所は、〇〇の農地です。地区は〇〇になります。譲渡人の〇〇さんは平成29年に取得しましたが、〇〇在住で耕作はしていませんでした。譲

受人の〇〇は不動産を〇〇で営んでいます。申請地に建売住宅4区画を建築したいそうです。農業用水路があるのと王墳遺跡があるので心配ですが、確認しながら進めて欲しいと思います。近隣の耕作者には、承諾をいただいているそうです。よろしくお願いします。

議長 王墳遺跡等については、事務局から説明をお願いします。

事務局 遺跡については、文化財係が対応するようになっています。農業用水路に関しては、許可書と合わせて関係各課の意見書を付します。

議長 ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして、関委員より説明をお願いします。

関委員 説明します。〇〇の裏にある農地です。譲受人は〇〇さんで、〇〇で中古車買取販売業を行っています。中古車を買って置ける場所に困って探していました。申請地では30台止める予定です。近隣の方に説明はしてあるそうです。雨水は地下浸透です。申請地は管理はされていましたが、長年遊休農地でした。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 場所を確認しますと住宅に囲まれている農地だと思います。中古車を置くということは、長年売れなかった車を置く状態になることが懸念されます。住民への説明はどのようにされているのか、又景観という意味でもどのような対応をするのかお聞きします。

関委員 月10台は販売しているそうです。北陸信越運輸局から許可をいただいています。廃車は置かないと思います。

杉田委員 長年放置しないよう許可の時に意見していただけるといいと思います。

議長 他にございますか。

齊藤委員 今までも景観を損なうような事例がありました。乱雑に資材等が置かれ

ている状態が見受けられます。許可時の指導と各地区の農業委員の現地確認が必要と考えます。

議長 ご意見ありがとうございます。他にございますか、ないようですので採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきまして、関委員より説明をお願いします。

関委員 説明します。場所は〇〇にあります。譲受人は、〇〇で平成26年9月に先代の社長が購入し、農振除外は令和元年8月に済んでいます。今回の申請地は隣接する工場と一緒に使用しておりました。先代社長が亡くなったことで、農地転用されていないことが判明して、申請したということです。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第4号議案農地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。荻原委員が対象となりますので一時退席となります。

(荻原委員退席)

それでは説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農用地利用集積計画5月分について説明します。資料4ページが通常の利用権設定です。10件、11筆、合計16、173平方メートルです。資料5ページが所有権移転です。2件、5筆、合計6、585平方メートルです。資料6ページから7ページは中間管理事業を使った利用権設定です。24件、34筆、合計45、702平方メートルです。全体の合計は36件、50筆、68、460平方メートルです。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。第4号議案農用地利用集積計画5月分について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。荻原委員お入りください。

(荻原委員入室)

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1、〇〇、図面は17ページをご覧ください。〇〇にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地1045平方メートルの内、83平方メートルの届出になります。以上1件の届出について、報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。続きまして、第1回農業経営改善計画の意見聴取について事務局より説明をお願いします。

事務局 第1回農業経営改善計画の意見聴取について説明します。〇〇さん、〇〇さんで、平成25年に新規就農者として営農して8年目となります。農業経営体の営農活動の現状及び目標ですが、営農類型は果樹類で経営についての年間所得は、現状〇〇万で目標は〇〇万となります。年間労働時間については、現状は3920時間、目標は3780時間で、二人で行っています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、主な生産作物は、現状巨峰ですが、シャインマスカットへ転換を行い生産量を増やしたいそうです。農用地及び農業生産施設は、借入地は東御市で現状は〇〇アール、目標は〇〇アールと広げたいそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置ですが、シャインマスカットをロケット一文字整枝による高品質化早期成園化したいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置として冷蔵販売、労力分散、収益増加で農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は作業の細分化、マニュアル作りをしていきたいそうです。経営の構成は雇用者を現状5人から7人に増やしたいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は特にないそうです。経営計画ですが、新規に認定農業者ですので記載してあります参考にしてください。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。深井委員をお願いします。

深井委員 〇〇さんについて説明します。作付面積〇〇アール、年間労働時間39

20時間と厳しい労働をしている印象です。転職してきたところは巨峰栽培中心で大変だった頃もありました。巨峰を減らして、付加価値の高い種無しブドウのシャインマスカットに移行したいそうです。東深井の若い就農者として頑張ってもらいたいと思います。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 年間所得の現状が〇〇万で5年後の目標が〇〇万となつていますが、経営計画をみますとシャインマスカット、ナガノパープルの単収は理解できませんが、クイーンセブン、クイーンルージュの単収が上がるのか、クイーンルージュに関しては、今年から販売開始で4年後、5年後の根拠をお聞きしたいと思います。

事務局 県から指導があり、この値段で目標を定めてくださいということで、経営計画を立てたそうです。詳細に関しては確認していません。

小野澤委員 クイーンルージュは今年からの販売で、今後どうなるのか委員の皆さんでわかる方教えていただければと思います。

議長 小野澤委員の質問に関して、参考意見としてお話出来る方、お願いします。

関敏夫委員 ブドウの生産はクイーンルージュばかりでなく、10アール1,500キログラムが目標です。木を植えてから採れるのが、100パーセントで約10年、早くて3年利益がでるのは10年ぐらいです。3年目からだんだん増えてきます。単価でいうとシャインマスカットで、キロ1500円から2000円で計算すると売上高がでると思います。クイーンルージュはまだわかりませんが、シャインマスカットと同等になればいいと思っています。以上です。

議長 ご意見ありがとうございました。

小野澤委員 ありがとうございます。新しい品種含めて頑張ってもらいたければいいと思います。

議長 他にございますか

関泰秀委員 経営計画の農業経営費、賃借料・料金のところですが、面積は増えているのに1年目から5年目まで同じ金額ですが、無償なのか入れ替えるのかお聞きしたいと思います。

事務局 賃借料については、具体的な目標は決まっていますが、増えた場合は雑費の中で運用できるようにしてあると思います。

議長 ありがとうございました。他にございますか、ないようですので農業経営改善計画の意見聴取について終了させていただきます。ありがとうございました。以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力、ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)